

**規制改革実施計画（R4. 6. 7 閣議決定）（抄）****II 5 (1)No. 1 法人設立手続の迅速化・負担軽減**

- a 法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネー・ロンダリング防止の効果  
が定量的に把握されていないことを踏まえて、公証人や嘱託人を対象として、  
定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査を行った上で、  
当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加  
えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完  
結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方  
の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、  
必要な措置を講ずる。

【実施時期：実態調査については令和4年度、評価・検討・結論については  
令和5年度、必要な措置については遅くとも令和6年度】

**規制改革実施計画（R5. 6. 16 閣議決定）（抄）****II 3 (1)No. 5 起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し**

法務省は、令和4年度に実施された定款認証に係る公証実務に関する実態  
を把握するための調査について、その結果を分析し、定款認証が果たすべき  
機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証  
の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた  
上で、面前での確認の在り方  
の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策  
を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずるとともに、定款認証に係る  
サービスの改善や利用者の満足度向上にもつなげる。

【実施時期：評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置につい  
ては遅くとも令和6年度】